

令和●年度モバイルルータ貸与申請書

あて先 宇都宮市教育委員会教育長

申請日: 令和●年7月●日

モバイルルータの貸与を受けたいの
な。この申請に当たっては、①貸与
合、弁償しうることがあることについて
※ 就学援助受給申請書を提出された児童生徒数より少ない台数を希望されても大丈夫です。

②に記載された児童生徒数（市立小・中学校
在籍者）が上限となります。
児童生徒数より少ない台数を希望されても大
丈夫です。

① 申請者（保護者）について

申（保 護者）	住 所	宇都宮市 旭1-1-5 アパート101号室		連絡先（日中連絡が取れるもの）
	フリガナ 氏 名	ウツ/ミヤ 礼	児童生徒との関係	貸与希望台数
		宇都宮 理 (生年月日 S・H51.2.28生)	父・母・祖父母	2 台 ※②記載の児童生徒分が上限

② 貸与希望児童生徒（貸与を希望する市立小・中学校に通学する児童生徒）について
※ 貸与希望者が小・中学校にそれぞれに在籍している場合は、小中学校それぞれに申請書を提出してください。

貸与希望児童	学校名	学年	氏名（フリガナ）	生年月日
	中央 小・中学校	2 年	ウツ/ミヤ マナブ 宇都宮 学	H. ● 年 1 月 31 日
	中央 小・中学校	4 年	ウツ/ミヤ サトコ 宇都宮 理子	H. ● 年 6 月 5 日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日

③ 令和●年度に小中学校に在籍しているきょうだいがモバイルルータを借りている場合は、対象者を記入してください。※2人まで記入できますので、2人以上の場合は下学年の2人を記入してください。

貸与児童・生徒	学校名	学年	氏名（フリガナ）	生年月日
	中央 小・中学校	6 年	ウツ/ミヤ トモコ 宇都宮 知子	H. ● 年 5 月 20 日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日

④ 令和●年度就学援助受給申請書を提出していますか。いずれかに☑をしてください。

☒ 提出しています（令和●年4月15日頃申請）
※ 申請日はわかる範囲でご記入ください。

☐ 提出していません

※ 申請にあたっての注意事項（必ずお読みください）

1 本申請により貸し出されるモバイルルータ（以下、モバイルルータ）は、個人用パソコン専用のものであり、家庭にある機器に接続して使用するものとします。必ずどちらかに☑をしてください。

2 モバイルルータのひと月のデータ使用容量は5ギガバイトです。制限がかかります。

3 モバイルルータの貸与申請後に、貸与期間に応じた納付書が届きますので、指定日までに金融機関の窓口で納付してください。納付の確認が取れない場合には貸し出しすることはできません。

4 引っ越しなどで、市立小・中学校から転校することになった場合には、速やかに学校管理課（632-2724）に連絡のうえ、モバイルルータの返却手続きをしてください。その際、返却時期に応じて、既に納付している利用料を精算します。

5 モバイルルータの故障・紛失については、状況を確認し、修理等に必要な費用を請求することがあります。

6 モバイルルータを他者に使用させたり、貸したりすることはできません。

7 充電のためのケーブルは各ご家庭でご用意していただきます。

【教育委員会処理欄】				
申請入力	通知発送	納付額	端末番号	端末発送
R . .	R . .			R . .
返却申出	機器返却確認	返金有無	返金額	返金日
R . .	R . .	有 ・ 無	¥	R . .

— 4 —

家庭でのオンライン学習を支援します！

宇都宮市では、学校からお子さんに無償貸与する個人用パソコンを、家庭でのオンライン学習に利用できるよう、通信環境が整っていない家庭に対して、通信契約済みのモバイルルータを有償で貸し出しています。モバイルルータの貸与を希望される方は内容をご確認のうえ、申請書を学校に提出してください。

※このお知らせはモバイルルータに関するものです。個人用パソコン貸与については別途通知をご確認ください。

Q1：「個人用パソコン」ってなに？

A1：国のGIGAスクール構想により、令和3年度から、各校に配備されたICT端末です。本市では、Chromebookを配備し、授業で活用しています。また、端末にはフィルタリングソフトを導入しており、ご家庭においても安心してご使用いただけます。

※ 宇都宮市のGIGAスクールへの取組についての詳細はこちらをご覧ください。
<https://sites.google.com/g.ueis.ed.jp/u-gigaschool-for-all> (宇都宮市GIGAスクールサイト)

Q2：モバイルルータの貸与対象者（通信環境が整っていない家庭）について知りたい！

A2： 貸与対象者については下記のフローでご確認ください。

令和6年度、既に小中学校に在籍しているきょうだいがモバイルルータを借りていますか？

はい

貸与対象者です

本申請書を提出いただければ、原則、有償でモバイルルータを貸与します。

いいえ

家庭の通信環境は整っていますか？
※学校から端末を持ち帰った際、インターネットに接続できる状態のこと

はい

貸与対象者ではありません

学校から持ち帰った端末は、家庭の通信環境に接続してください。

いいえ

近々、家庭の通信環境を整備する予定はありますか？

はい

貸与対象者ではありません

家庭学習において端末を活用しますので、早めに通信環境整備をお願いします。

いいえ

貸与対象者です

本申請書を提出いただければ、有償でモバイルルータを貸与します。
なお、家庭の通信環境を整備された際はモバイルルータを返却ください。利用料は貸与期間に応じて返金します。

※ 普段は、保護者のスマートフォンのテザリング機能を利用し、お子さんがタブレット端末を使用している場合、保護者のスマートフォンが無ければ、インターネットに接続できませんので、この場合も「通信環境が整っていない」ことになります。

— 1 —

Q3：モバイルルータを借りた場合の通信費は誰が払うの？

A3：1台につき,, 年額6, 636円の利用料（利用料は利用月数により変わります）をご負担いただきます。ただし、通信契約は市が一括して通信事業者と締結しますので、通信事業者から直接請求されることはありません。

- ※ 申請後、年額が記載された納付書を市からお送りします。市で納付の確認が取れ次第、貸与します。
- ※ 就学援助の認定を受けた方は、利用料相当額を就学援助から充当しますので、保護者負担はありません。
- ※ 利用料は年額で徴収いたしますが、途中で機器を返却する場合は、利用最終月分までをご負担いただき、翌月以降分を返金いたします。

Q4：どうやって申請すればいいの？ モバイルルータはどうやって受け取れるの？

A4：申請方法と貸し出しまでの流れは以下のとおりです。

❶「貸与申請書」に必要事項を記入して、お子さんが通っている学校に提出してください。
❷貸出期間に応じた利用料を記載した納付書をご自宅に郵送しますので、金融機関窓口で納付してください。
❸利用料の納付の確認が取れ次第、貸与の手続きを開始し、お子さんが通っている学校からモバイルルータをお渡しします。貸与日時については学校から連絡があります。

Q5：モバイルルータの貸与期間は？

A5：貸与期間は7月から翌年の6月までです。（中学3年生は、卒業まで）
今後、家庭でのオンライン学習の頻度は高くなることが予想されますので、貸与期間中にご家庭のインターネットへの接続環境の整備についてご検討ください。
※ 貸与期間中にモバイルルータが不要となった場合は、速やかに学校管理課（632－2724）へ申し出てください。ルータを利用した月数に応じて、利用料を精算します。

★ご注意いただきたいこと

【モバイルルータの仕様について】

- ・ 通信容量は月5ギガバイトとなっております。月5ギガバイトを越えた利用をされた場合には、通信制限がかかります。
- ・ モバイルルータ1台に対するパソコンの同時接続は最大5台までです。

【通信容量5ギガバイトでできること】
・ Web サイト閲覧：27,000 ページ
・ 動画再生：7.5 時間（高画質）
・ ビデオ通話：16.25 時間（LINE ビデオ通話）
・ メール通信：100 万通

【モバイルルータの取扱いについて】

- ・ 本事業で利用されるモバイルルータは、学校からお子さんが持ち帰る「個人用パソコン」専用のものとなりますので、ご家庭のタブレットやパソコンなどに接続して利用することはできません。
- ・ 申請書を提出されても、利用料の納付が確認できない場合には貸与できません。
- ・ モバイルルータの故障や紛失については、状況を確認し、費用を弁償してもらう場合があります。
- ・ モバイルルータを他者に使用させたり、貸したりすることはできません。
- ・ 充電のためのケーブルは各ご家庭でご用意していただきます。
- ・ モバイルルータの貸与申請は随時受け付けておりますので、貸与希望の際は学校にご連絡ください。

★その他、ご質問・ご相談がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ（市役所 13 階 ☎：632-2724）

令和7年度モバイルルータ貸与申請書

あて先 宇都宮市教育委員会教育長 申請日:令和 年 月 日

モバイルルータの貸与を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、この申請に当たっては、①貸与期間に応じた利用料を負担すること、②貸与されたモバイルルータが故障・紛失した場合、弁償しうることがあることについて承諾します。
※ 就学援助受給申請書を提出された方は、④に必ずチェックをしてください。

① 申請者(保護者)について

申 (保 護 者)	住 所	宇都宮市		連絡先(日中連絡が取れるもの)
				— —
	フリガナ 氏 名		児童生徒との関係	貸与希望台数
			父 ・ 母 ・ 祖父母	台 ※②記載の児童生徒分が上限

② 貸与希望児童生徒(貸与を希望する市立小・中学校に通学する児童生徒)について
※貸与希望者が小・中学校にそれぞれに在籍している場合は、小中学校それぞれに申請書を提出してください。

貸 与 希 望 児 童	学校名	学年	氏名（フリガナ）	生年月日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日

③ 小中学校に在籍しているきょうだいが既にモバイルルータを借りている場合は、対象者を記入してください。
※2人まで記入できますので、2人以上の場合は下学年の2人を記入してください。

貸 与 児 童 ・ 生 徒	学校名	学年	氏名（フリガナ）	生年月日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日
	小・中学校	年	()	H. 年 月 日

④ 令和7年度就学援助受給申請書を提出していますか。いずれかに☑をしてください。

☐ 提出しています(令和 年 月 日頃申請) ☐ 提出していません
※申請日はわかる範囲でご記入ください。

※申請にあたっての注意事項(必ずお読みください)

- 1 本申請により貸し出されるモバイルルータ(以下、モバイルルータという。)については、児童生徒が学校から持ち帰る個人用パソコン専用のものであり、家庭にある機器に接続しての利用はできません。
- 2 モバイルルータのひとつのデータ使用容量は5ギガバイトであり、使用容量を超過した場合には、通信制限がかかります。
- 3 モバイルルータの貸与申請後に、貸与期間に応じた納付書が届きますので、指定日までに金融機関の窓口で納付してください。納付の確認が取れない場合には貸し出しすることはできません。
- 4 引っ越しなどで、市立小・中学校から転校することになった場合には、速やかに学校管理課(632－2724)に連絡のうえ、モバイルルータの返却手続きをしてください。その際、返却時期に応じて、既に納付している利用料を精算します。
- 5 モバイルルータの故障・紛失については、状況を確認し、修理等に必要な費用を請求することがあります。
- 6 モバイルルータを他者に使用させたり、貸したりすることはできません。
- 7 充電のためのケーブルは各ご家庭でご用意していただきます。

【教育委員会処理欄】

申請入力	通知発送	納付額	端末番号	端末発送
R . .	R . .	¥	No.	R . .
		納付確認		
		R . .		
返却申出	機器返却確認	返金有無	返金額	返金日
R . .	R . .	有 ・ 無	¥	R . .